

株式会社海外需要開拓支援機構法案新旧対照条文

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略） 2～5（略）</p> <p>6 株式会社海外需要開拓支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第 号）第二十条第一項（登記）の委員」とする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略） 2～5（略）</p> <p>6 （略）</p>